

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
作成	H25-8-20
	H25-8-19
	H25-7-26

検討課題	16	亀山市議会議会改革推進会議規程の改正	
区分	A		
関連条例内容	(議会改革推進会議) 第19条 議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。		
検討内容	・年1回の定例会の開催（1年間の総括の報告（毎年10月を目途））		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年8月に議会改革推進会議と補助機関である検討部会を設置し、以後推進会議は5回、検討部会は12回開催。</li> <li>推進会議の会議は、規程により必要に応じ会長が招集することとなっている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>年間活動の報告の場として、年1回の定例会の開催について（10月を目途）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。</li> <li>規程の一部改正。</li> <li>報告書の内容の精査。</li> <li>第7回議会改革推進会議にて規定の一部改正を了承。</li> <li>第8回議会改革推進会議で、議会改革白書2013としてこれまでの総括を報告。</li> </ul>

○亀山市議会議会改革推進会議規程

平成23年8月19日

議会規程第1号

改正 平成25年8月20日議会規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、亀山市議会基本条例(平成22年亀山市条例第29号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき設置する亀山市議会議会改革推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、亀山市議会(以下「議会」という。)が継続的に議会改革を推進するため、次の事項を所掌する。

- (1) 地方分権の時代にふさわしい議会の在り方に関すること。
- (2) 社会情勢や他市の状況等議会を取り巻く環境の調査及び研究に関すること。
- (3) 条例における目的の達成の検証に関すること。
- (4) 検討部会の部会員の選出に関すること。
- (5) 亀山市議会議会改革推進会議規程に関すること。
- (6) その他推進会議の目的の達成に必要な事項に関すること。

(平25議会規程5・一部改正)

(組織)

第3条 推進会議は、議員全員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は議長を、副会長は副議長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、毎年10月に開催するほか、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席議員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

5 会議の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則(平成17年亀山市議会規則第2号)を準用する。

(平25議会規程5・一部改正)

(検討部会)

第6条 推進会議は、その補助機関として、検討部会を置く。

(検討部会の所掌事項)

第7条 検討部会は、次の事項を所掌し、その経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に関する事項の検討事項の決定に関すること。
- (3) その他推進会議から指示された事項及び検討会議の部会長が特に必要と認める事項に関すること。

(検討部会の組織)

第8条 検討部会は、部会員7人で組織する。

2 推進会議の会長及び副会長は、前項の部会員には含まない。

(部会員)

第9条 部会員は、各会派所属議員数に応じ、別表に定める選出基準により選出する。この場合において、各会派につき1人は選出できるものとする。

- 2 各会派から選出される部会員が定数を超過する事態が生じた場合は、2人以上の部会員を有する会派のうち別表に定める按分率(以下「按分率」という。)の低い会派から減員するものとし、同人数の場合は、当該会派間の抽選により減員する。
- 3 各会派から選出される部会員が定数に満たない場合の部会員の選出については、按分率の高い会派から増員するものとし、同人数の場合は、当該会派間の抽選により増員する。
- 4 部会員が所属する会派を離脱した場合は、当該部会員は、部会員を辞任するものとする。
- 5 部会員の辞任、会派の変更又は新規結成等が生じた場合の部会員の補充及び変更は、推進会議に諮って決定する。
- 6 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠により就任した部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。

2 部会長は、検討部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討部会の会議)

第11条 検討部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

2 検討部会の会議の議事は、出席部会員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

3 推進会議の会長及び副会長は、検討部会の会議に出席する。ただし、前項の決定には参加しない。

4 検討部会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席部会員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

5 検討部会の会議の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則を準用する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成23年8月19日から施行する。

附 則(平成25年8月20日議会規程第5号)

この規程は、平成25年8月20日から施行する。

別表(第9条関係)

議会改革推進会議検討部会選出基準

会派所属議員数	按分率	選出人員
2人	10%	1人
3人	15%	1人
4人	20%	1人
5人	25%	2人
6人	30%	2人
7人	35%	2人
8人	40%	3人
9人	45%	3人
10人	50%	4人

備考

- (1) 選出人員は、部会員の定数に、会派所属議員数に応じ、按分率を乗じて得た人数(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。
- (2) 按分率は、会派所属議員数を会派に所属する議員の総数で除して得た率とする
- (3) 会派に所属する議員の総数は、平成23年8月19日現在の数とする。